

## ニュージーランド GST と消費税における課税ベースの比較

松 岡 博 幸\*

### Comparison of the Tax Base of New Zealand's GST and Japan's Consumption Tax

Hiroyuki Matsuoka

New Zealand's Goods and Services Tax (GST) and Consumption Tax of Japan are Value Added Tax or VAT. With VAT, firms apply the tax rate to sales and deduct from the sum the tax paid on purchases as tax credit. Thus the tax base is value added. This study compares the tax base of both taxes. The result is that NZ's GST has a broader tax base than Japan's Consumption Tax in particular regarding exemption of small firms and exemption transactions without credit for input tax.

#### はじめに—研究の課題—

製造・流通・小売、その全ての段階における事業者の売上高から仕入高を引いた額、即ち「付加価値」を課税ベースとする税を付加価値税 (value added tax) と呼ぶ。

わが国の消費税 (Consumption Tax) も付加価値税の一形態であり、また、ここで取り上げるニュージーランドの付加価値税は、「財・サービス税」 (Goods and Services Tax : G S T) と呼ばれている。このG S Tの特徴としては (Due[1988], p. 128) ,

- ① 課税ベースを消費だけに限定していること（消費タイプの付加価値税）
  - ② 各事業者が行なう税額の計算に財・サービスの販売者が発行する正式な書類である税インボイス (Tax Invoice) を用いていること（インボイス方式）
  - ③ 単一税率 (12.5%) であること
- があげられる。しかし、何といっても最大の特徴は、特定事業者の付加価値税だけが非課税となる「免税」措置 (exemptions) や結局すべての事業者段階での税額がゼロとなる「ゼロ税率」 (zero ratings) といった措置を最小限に止めた結果、
- ④ 世界で最も広い課税ベース（課税対象）を有している点である。また、実施上の特徴としては、
  - ⑤ G S T導入の際、新税に関する情報を国民に広く知らせる広報努力を政府がしたことがあげられる。

近年、付加価値税を導入したカナダ、南アフリカ、タイ、フィジー、シンガポールなどもニュ

\* 経営工学科

ージーランドの例を参考にしているという (McKenzie [1993] , p. 143)。米国イリノイ大学の財政学者であり、この分野で多くの業績のあるデューはいう。

「ニュージーランドの財・サービス税は、売上税改革を考えている国々にとって、その構造、実施方法の両面において、一つのモデルを提供する。」

(Due [1988], p. 129)。

実際、特定の国で実施されている以上、解決されるべき問題を抱えているであろうが（例えば、McKenzie [1993] , p. iii），この研究では、“モデル”とさえいわれるニュージーランドの付加価値税を通して、同じ付加価値税の一形態であるわが国の消費税を検討する方法をとした。それによって、今後益々その役割を増すであろう消費税の持つ特色が、具体的に、そして一層明らかにされ、そのあり方を考える上で有益であると考えたからである。

表1 消費支出に占める両税の比較 1996年、ニュージーランドドル

	一国の消費支出 (A)	税収	税率5%の場合の(A) に占めるシェア
G S T	691億8,000万ドル	72億7,000万ドル(税率12.5%)	4.2%
消費税	350兆円	7兆5,600億円(税率3%)	3.6%

デューは、ニュージーランドの付加価値税であるG S Tについて、その特徴の第1に課税ベースの広さをあげている。特にそれが重要であるという(Due [1988] , p. 143)。ここでは、最初の試みとして、課税ベース関連を取り上げる（表1参照）。

## 1. マクロの課税ベース

一般に、納税義務者である個々の事業者にとって、その付加価値とは、売上高から仕入高を控除したものであり、実質的にこれが付加価値税の課税対象となる。その付加価値に対して、例えば、日本の場合、5%，ニュージーランドでは、12.5%の税率が適用される。

$$(売上高 - 仕入高) \times 税率 = 納めるべき税額$$

である。ただし、実際のところは、

$$売上高 \times 税率 - 仕入高 \times 税率 = 納めるべき税額$$

という形で、売上高にかかる税額から仕入にかかる税額を控除、即ち税額控除 (credit) することによって、特定事業者の付加価値への課税を行なっている。売上高にかかる税率と仕入にかかる税率とが同じであれば、両式は同じことを表している。

この点を踏まえ、付加価値税の課税ベースを一国全体としてマクロで捉え直すと次のことがいえる。

[G S T] マクロ的にとらえた課税ベースでみると、ニュージーランドG S Tは、消費タイプ

の付加価値を採用している (Due[1988], p. 128)。

[消費税] この点、わが国の消費税も同様である。

国民総生産 GNP (Gross National Product) とは、そもそも各事業者段階の付加価値（売上高 - 仕入高）を一国全体で集計したものである。生産面からみて付加価値の合計を GNP としているのである。これを支出面（購入面）からみると、消費 C と投資 I に分解できる（例えば、Shoup and IBRD [1986] , 訳書 3~14 頁）。

$$\underline{\text{G N P}} = \text{C} + \text{I} \quad \dots \dots \dots \quad (1)$$

である。

この GNP を課税ベースとする付加価値税を GNP 型付加価値税 (GNP-type VAT) と呼ぶ。この場合、個々の事業者の段階では、売上高から仕入高（原材料費・燃料費）を控除した額が実際の課税ベースとなる。即ち、原材料・燃料といった 1 課税期間に使用され尽くす財の購入だけが控除され、それを超えて利用される機械や他の投資材の購入は課税ベースに含まれる。

また、(1)式の課税ベースから投資財 (I) を差し引けば、(1)式は、

$$\text{G N P} - \text{I} = \underline{\text{C}} \quad \dots \dots \dots \quad (2)$$

となり、(2)式を課税ベースとする付加価値税を消費型付加価値税 (consumption-type VAT) と呼ぶ。この場合、個々の事業者の段階では、売上高から仕入高を控除し、更に機械といった投資財の購入を控除した後の消費 C だけが課税ベースとなる。この場合、原材料といった他の財と投資財を区別して控除する必要がなく、また、投資財の年々の更新費用である減価償却という観点からみれば、全額即時償却を意味することになる。

図 1 産出額と付加価値

産出額	
中間投入額（原材料・燃料等）	付加価値 (GNP)
	消費 (C)      投資 (I)

ニュージーランドやわが国で採用されている付加価値税は、(2)式を課税ベースとする消費型の付加価値税である。消費型付加価値税の場合、投資財への支出を課税ベースから除外するため、その分だけ課税ベースが狭くなるデメリットがある。しかしながらその反面、投資を優遇することにより、投資活動を促進し、経済成長を高めるのに寄与する利点がある。

## 2. 納税義務者

[GST] 営利・非営利を問わず、また、国内外の事業者を問わず、ニュージーランド国内で

対価を得て継続して財の供給またはサービスの提供を行なう事業者は登録義務を負い、納税義務者となる。国・地方自治体や非営利団体もその例外ではないが、登録していない非事業者である個人には納税義務は生じない(例えば, McKenzie [1993], p. 143)。

[消費税] 営利・非営利を問わず、また、国内外の事業者を問わず、日本国内において対価を得て課税資産の譲渡等を行なう事業者は原則として消費税の納税義務者となる。国・地方自治体、国・地方自治体出資による公共法人、財團法人や社団法人といった公益法人もその例外ではないが、事業者ではない個人には納税義務は生じない。

このようにみると、納税義務者に関しては、その登録義務規定を除けば、ニュージーランドの規定もわが国の規定と同じである。

消費税の場合、ニュージーランドでいう「財の供給・サービスの提供」は、「課税資産の譲渡等」とされている。この「等」とは、通常の商品の販売である資産の譲渡の他、その貸付け及び広告、印刷、情報の提供といった役務の提供を指している。

また、GST、消費税、両税において、財の輸出入に関しては、仕向地主義(destination principle)がとられている。付加価値税は、財の輸出国で非課税とされ、財の輸入国で課税されることになる。したがって、輸入取引を行なう場合、輸入業者が納税義務者となる。

1994年、GSTの登録事業者数は、総人口350万人に対して41万3,243事業者であり(Statistics [1995], p. 605)、消費税の納税者数は、同じく、249万3,913事業者である。

### 3. 納税義務が免除される小規模事業者

[GST] 税抜き年間売上高3万ドル(222万円)以下の事業者は、免税業者となり、登録義務はなく、その売上にGSTが課税されることはない(CCH [1997], p. 100, 401)。

[消費税] 年間の税抜き課税売上高3,000万円(前々年)以下の事業者に対しては免税(非課税)措置が適用される。

GST、消費税、両税ともこれらの基準を満たしていても各事業者は課税業者となる途を選択することができる。別の機会に取り上げるが、この点は重要である。

GSTであろうと消費税であろうと小規模事業者(small firms)を納税義務から外す場合、どのような事業者をもって“小規模”とみなすかが問題となる。

ニュージーランドでは、当初から小規模事業者にはGSTの免税措置がとられるべきと考えられていた(Due [1988] p. 141)。おそらく、実際問題として、納税に要するコストを考慮し、なんらかの救済措置を設けたのであろう。ただ、GST導入にあたって、免税事業者となる年間売上高を財務省の提案では2万ドル以下、諮問委員会案では5万ドル以下に設定していた。最終的に政府が設定した額は、1ヶ月2,000ドル、つまり年間2万4,000ドルである。この額は、1990年には3万ドルに引き上げられている(Due [1988] p. 141, Bolland [1992], p. 480)。

また、消費税の場合、免税基準を3,000万円とすることにより、ほとんどの農家が納税義務か

ら外れるという当時の政治的理由があげられる場合がある（例えば、福田 [1988] , 513 頁, 加藤 [1997] , 217 頁）。また、当時の間接税担当の税務職員数の関係から免税水準を 3,000 万円に設定し、納税事業者数を絞ったという税務行政上の観点からの指摘もある（例えば、北野・湖東 [1994] , 165~166 頁）。

消費税創設当時の数字で、免税点を 3000 万円とすることによる課税ベースの縮小を全体で 8 兆円とみると（栗林 [1991] , 263 頁），これに 3 % をかけた 2,400 億円が、売上高 3,000 万円以下の小規模事業者を免税事業者とすることによって生じる消費税収の減少分である。この数字は、1989 年の消費税収全体の 5.9% にあたる。

少なくとも、その絶対額を単純に比較すると、消費税の免税点は、ニュージーランドの水準の 14 倍の高さであり、消費税は相対的に規模の小さい事業者をかなり優遇しているといえる。

#### 4. 課税の対象品目

[G S T] G S Tにおいて、一般に課税対象となるのは、国内で「登録事業者が対価を得て行なう財の供給またはサービスの提供、ならびに財の輸入」である。これには、土地・建物・住宅といった不動産の供給（売却）も含まれる（例えば、McKenzie [1993] , p. 143）。

[消費税] 消費税の場合、課税対象となるのは、国内において「事業者が対価を得て行なう資産の譲渡、貸付け及び役務の提供、ならびに財の輸入」である。これには、不動産として、建物・住宅の供給（売却）が含まれる。

G S T の課税対象となる財は、現金を除くすべての財であり、これには特に、土地・建物・住宅といった不動産も含まれる。土地については、G S T 法の草稿段階では免税とされていたが、そうした場合、不動産の売却において、土地の要素だけを分離し、他を課税しなければならない。この問題を避けるため、最終的には土地を課税対象としている。この点、必ずしも土地への課税が消費課税として適切であるとみなしたわけではない(Due [1988] p. 134, 141)。というのは、土地の総量は一定であり、その購入は、社会の生産物の一部分を取り出すという意味での消費ではないと考えられるからである。この点、消費税を含め多くの国が、土地や有価証券を免税としているのは、同じような意味で、それが消費の対象ではなく、その売却を資本の移転とみているからである（例えば、木下 [1992] , 147 頁, 山本 [1997] , 124 頁）。

財の供給に該当しないものは、すべてサービスの提供となる。例えば、商標権、著作権、旅客・貨物の輸送、弁護士・技師・会計士のサービスなどである。財・サービスの自家消費に対しても課税が行われる。これらの点は、消費税の場合も同様である。

このように、両税の課税対象は、原則としてすべての財・サービスの提供、言葉を換えれば、資産の譲渡、貸付けおよび役務の提供である。ただし、両税とも例外としての非課税措置が設けられている。

非課税措置には、例えば、消費税の場合、「非課税」と「免税」とがある。関連する業者の売上高に課税が行われない点ではこれらは同じである。しかし、異なるのは、「非課税」が、仕入にかかる税額を控除できないのに対し、「免税」ではそれが認められる点である。したがって、「非課税」の場合、前段階までの税は財・サービスにかかることになり、一方、「免税」では、前段階の税額を控除できるため、関連する財・サービスに一切税がかからないことになる。

これらの規定は、諸外国でいう「免税」(exemption: 消費税では「非課税」)と「ゼロ税率」(zero rating: 消費税では「免税」)とに対応している。以下、GSTと消費税とを比較するにあたっては、一般に用いられている「免税」と「ゼロ税率」という用語を用いることにする。

## 5. 免税品目の範囲

[GST] GSTの免税品目は、①～⑤である(CCH [1997], pp. 90, 501-90, 502)。

- ① 非営利団体によって提供される財・サービス（その団体に寄付されたもの）
- ② 金融サービス
- ③ 賃貸住宅サービス（土地の部分を含む）
- ④ 賃貸5年間は経った住宅の賃借人への売却（土地を含む）
- ⑤ 貴金属

[消費税] 消費税においては、①、②の各項目が免税対象となる。

- ① 消費に負担を求める税の性格上、課税対象とすることになじみにくいとされる財・サービス（7項目）
- ② 経済的ないし社会的弱者対策など、政策的配慮に基づき免税措置が設けられている財・サービス（7項目）

ニュージーランド政府は、免税品目の設定には基本的に反対であり、現在では上の5項目だけを免税としている。公平さを求めてある程度の免税品目を設ける議論や特定の圧力団体の議論は一般には受け入れられていない。免税措置はGST税収を減少させるだけでなく、どの品目を免税にするかということで問題を生み出すからである。

ここでGSTでいう非営利団体とは、教会や慈善団体といった組織であり、例えば、教会に土地が寄付され、それを教会が売却した場合、その土地は免税となる。

金融サービスは日本と同じく免税である。この免税となる金融サービスには、貨幣取引、株式・債券取引、生命保険、老齢退職年金が含まれ、その他、コンサルティング・サービス（金融相談）を除く金融機関によって提供される他のほとんどあらゆるサービスが含まれる。

一般に、この金融サービスについてはいくつかの議論がある（例えば、U.S. Department of the Treasury [1984] ,訳書 51～55 頁, 山本 [1997] , 132 頁）。ニュージーランドにおいては特に、

- ① 結局のところ、消費者ローンの利払いを消費支出とはみなさなかったこと
- ② 金融機関への課税が、金融機関を通さない貸手からの直接の借り入れをもたらすこと

で免税となっている (Due [1988] , pp. 139-140)。

なお、生命保険が免税とされるのは、消費ではなく貯蓄要素があることを重視したためであり、したがって、火災保険や総合保険は課税対象となっている。また、免税販売となる貴金属とは、金・銀・プラチナのことである。ただし、精製業者からディラーに販売される新たなこれらの精製貴金属についてはゼロ税率が適用される。最後の住宅家賃の免税措置はわが国にもある規定である。

以下に消費税の免税品目を掲げる（例えば、山本 [1997] , 123 頁）。最初の①～⑦は、課税対象になじみにくいという理由で、次の①～⑦は、政策的な配慮に基づき免税とされているものである。

- ① 土地の譲渡（建物の譲渡は課税）・貸付け
  - ② 社債、株式の譲渡、支払手段（銀行券や小切手など）の譲渡
  - ③ 貸付け利子、保険料
  - ④ 郵便切手（郵便切手帳は課税の対象となる）・印紙の譲渡
  - ⑤ 商品券、プリペイドカードの譲渡
  - ⑥ 国・地方公共団体・公共法人・公益法人が法令に基づいて徴収する住民票、戸籍抄本などに関する行政手数料
  - ⑦ 國際郵便為替・外国為替業務
- ① 医療保険各法・各種公費負担医療制度に基づいて行われる社会保険医療
  - ② 社会福祉事業法に規定する社会福祉事業
  - ③ 学校教育法に規定する学校・専修学校・各種学校・職業訓練校の授業料・検定料・入学金・施設設備費・学籍証明等手数料、教科書
  - ④ 出産費用（保険のきかない中絶費用には消費税がかかる）
  - ⑤ 火葬料・埋葬料
  - ⑥ 一定の身体障害者用物品
  - ⑦ 住宅家賃（土地の部分を含む）

## 6. ゼロ税率

[GST] ゼロ税率は、次の①～③に適用される(CCH [1997] , p. 90, 454)。

- ① 輸出品及び輸出関連活動
- ② 他の登録事業者へ売却される操業中の会社
- ③ 精製業者からディラーに販売される新たな精製貴金属（金、銀、プラチナ）

[消費税] ゼロ税率は、輸出取引と輸出類似取引にのみ適用される。

GSTでは、財の輸出の他、ニュージーランド側で企画された海外旅行や海外団体旅行、貨物の輸送、国際空港内での輸送、新たに精製された金・銀・プラチナにはゼロ税率が適用される。

また、他の課税事業者への操業中の会社 (going concern) の売却にもゼロ税率が適用される。最後のこの規定は、例えば、賃借しているオフィスといったなんらかの企業資産の売却にも適用される。

消費税では、財の輸出の他、海外への旅客や貨物の輸送などの輸出類似取引にゼロ税率が適用される。

このように、GST、消費税ともゼロ税率の適用範囲は限られている。その点では、両税の課税ベースを広くしている。

## 7. 政府の行政サービス

個人事業者や法人と並んで、中央・地方政府が納税義務者となる点は、GST、消費税とも同じである。この点に関して、デューは、GSTの特徴の1つとして、あらゆる政府活動、地方、国へのGSTの適用をあげている(Due [1988] , p. 143)。

[GST] 国、地方による行政サービスについては、他の財・サービスの提供と同じく課税の対象となる(MacKenzie [1993] , p. 52)。その際、例えば、各省はGSTの登録義務を負い、購入にかかる税額を控除し、その付加価値に関する税を支払う。また、地方財産税であるレイツ (rates) についても、それを地方政府が提供する財・サービスに対する地域住民の支払いとみなし、GSTの課税対象としている (Bollard [1992] , p. 480)。

[消費税] 消費税の場合、国立の博物館の入場料や電気・ガス料金のように、料金を別途徴収し、民間と競合するような行政サービスについて課税対象としている。その際、国の一般会計（地方の普通会計）あるいは特別会計（地方の地方公営事業会計）ごとに1つの事業体が行なう事業とみなして消費税が適用される。

以上ここで取り上げた結果を表2にまとめる。

## 結び—消費税の特色—

消費課税において、効率性・中立性の確保とは、消費者による様々な消費財の選択に、言葉を換えれば市場での取引にできるだけ影響を与えないということである。したがって、そのためには、恣意性を排除し、できるだけ例外の少ない「包括性な課税ベース」を設定することが求められる。この点、消費税はGSTに比べ2つの大きな特色がある。

第1は免税水準の高さである。この点については、例えば、免税事業者といえども仕入には消費税がかかっている関係上、免税事業者による5%の額の上乗せ販売がみられる。この場合、いわゆる「益税」が免税事業者に発生することになり、消費者側からみても、各事業者段階で事業者が支払った納付消費税額と最終的に消費者の負担する額とは違ってくることになる。この対策

ニュージーランド GST と消費税における課税ベースの比較

表2 課税ベース関連のGSTと消費税の比較

比較項目	G S T	消費税
一国全体の課税ベース	付加価値うち投資材を除く消費財部分	付加価値のうち投資財を除く消費財部分
納税義務者	財・サービスを販売する「登録義務のある」事業者	財・サービスを販売する事業者
免税事業者の定義	年間売上高3万ドル(222万円)以下	前々年の売上高が3,000万円以下
課税の対象品目	土地・建物・住宅を含む原則としてすべての財・サービスと輸入品	建物・住宅(土地を除く)を含む原則としてすべての財・サービスと輸入品
免税品目	金融サービス、賃貸住宅の家賃、貴金属、非営利団体に寄付された財の売却、特定の住宅の売却の5項目	土地、金融サービスなど7項目と賃貸住宅の家賃、社会保険医療、社会福祉事業など政策的配慮による7項目
ゼロ税率適用品目	輸出品と輸出関連サービス、操業中の会社を売却した場合精製業者からディーラーへの貴金属の販売の3項目	輸出品と輸出関連サービスのみ
政府の行政サービスについて	他の財・サービスと同じように、租税で賄われる行政サービスも課税の対象となる	国立の施設の入場料など料金を徴収している政府サービスのみが課税の対象となる

としては、高い免税水準を引き下げ、免税事業者の数を減らす方法がある。ただ、これには、

- ① 課税により、価格に転嫁できない小規模事業者も出てくるのではないか
- ② 小規模事業者の納税事務能力の点からみて可能か
- ③ 税務当局のコストを大幅に増大させないか

という懸念がある。しかしながら、一方、既存の免税事業者が「益税」を求めて免税点以下に売上高を過少申告しようとする、そのような脱税の誘因を抑えるためにも、免税水準の大幅な圧縮が不可欠との意見が多い(例えば、宮島[1995], 9頁)。1,000万円程度にすべきという案もあるが、少なくともニュージーランド並みにすれば数百万円ということになる。

第2は免税品目の多さである。ニュージーランドGSTの5項目に比べ消費税の14項目は確かに多い。ただ、例えば、加盟国の付加価値税に対してEC閣僚理事会が出た第6次指令(1977年)をみても、20項目以上が免税の対象として認められており(藤田[1987], 100頁), 国

際的にみて消費税の免税範囲が現状で際立って広いわけではない。

他の点をみると、消費税のゼロ税率の適用範囲はG S Tと比べても限定的である。また、政府の行政サービスに広く付加価値税を適用するG S Tの方法については、できるだけ例外を認めない点からも、あるいは行政サービス全体を民間と同じくG S T込みでみる点からも一定の評価ができる。もっとも地方財産税であるレイツへのG S T課税のように、税（レイツ）を課税ベースに更に税（G S T）を課す結果となっている。この点が評価の分かれ目であろう。興味深いことに、デューは、政府活動への課税といったG S Tの措置は、他の国々では受け入れられないかもしないといっている（Due [1988] , p. 129）。

\*\* 論文の各項目は、スペースの関係上、かなり要約した形になっている。

#### ＜参考文献＞

- 加藤淳子（1997）『税制改革と官僚制』，東京大学出版局。
- 北野弘久，湖東京至（1994）『消費税革命』，こうち書房。
- 木下和夫（1992）『税制調査会－戦後税制改革の軌跡－』，税務経理協会。
- 栗林良光（1991）『大蔵省主税局』，講談社文庫。
- 福田幸広対談集（1988）『続・税制改革への歩み』，税務経理協会。
- 藤田晴（1987）『税制改革－その軌跡と展望－』，日本経済新聞社。
- 宮島洋（1995）「消費課税の理論と課題」（宮島洋編『消費課税の理論と課題』，税務経理協会）。
- 山本守之（1997）『実務消費税法』，税務経理協会。
- Bolland, A. E. (1992), "New Zealand's Experience with Consumption Tax." , Australian Tax Forum, Vol. 9, pp. 473-493.
- CCH(1997), New Zealand Goods and Services Tax Legislation, CCH.
- Due, J. F. (1988), "The New Zealand Goods and Services(Value-addes) Tax-A Model for Other Countries . " , Canadian Tax Journal, Vol. 36, No. 1, pp. 125-144.
- Ernst & Young(1995), VAT & Sales Taxes Worldwide, Wiley.
- Mckenzie, A. (1993), GST-A Practical Guide, CCH.
- Shoup, C. S. and IBRD(1986), "Criteria for Choice Among Types of Value-Added Tax. " , Report No. DRD191, "Lessons from Value-Added Taxation for Developing Countries." Report No. DRD238 (カール・S. シャープ／世界銀行編, 下条進一郎訳『間税で何が起こるか』, 日本経済新聞社, 1988年) .
- Statistics(1995), New Zealand Official Yearbook 95, Statistics.
- U. S. Department of the Treasury(1984), Tax Reform of Fairness, Simplicity and Economic Growth: Treasury department Report to the President, Vol. 3, Value-added Tax, Washington D. C. (塩崎潤訳『公平・簡素及び経済成長のための“税制改革”－レーガン大統領に対する財務省報告－』, 今日社, 1986年).

（平成9年12月5日受理）